

和光北インター東部地区土地区画整理組合 組合だより

第7号

令和7年8月発行

○第5回総会開催のご報告

令和7年7月27日に開催した第5回総会では、承認事項1件及び議決事項2件について、全ての議案が可決されました。組合員の皆様方には、慎重なご審議のうえ、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

(1) 出席状況

①組合員数 213名

②当日出席者

	権利数	出席率
出席及び委任状	56	68.08%
議決権行使書	89	
合 計	145	

(2) 総会次第

1. 開会のことば
2. 理事長あいさつ
3. 議長の選出
4. 議事録署名人及び書記の指名（任命）
5. 報告事項
報告事項 第4回総会以降の経過報告について
6. 承認事項
承認第1号 令和6年度事業報告・収支決算書及び財産目録について
7. 議決事項
議案第1号 定款の変更について
議案第2号 保留地について
8. 説明事項
今後の事業の執行について
9. 閉会のことば

(3) 各議案の審議結果

議案		結果	賛成	賛成内訳		賛成率
				挙手	議決書	
承認第1号	令和6年度事業報告・収支決算書及び財産目録について	承認	140	53	87	96.55%
議案第1号	定款の変更について	議決	141	54	87	97.24%
議案第2号	保留地について	議決	141	54	87	97.24%

(4) 質疑応答・意見

Q. 共同売却コーディネート業務委託ですが、どちらが受託しているのですか。

A. 戸田建設株式会社関東支店で受託しており、共同売却の組織づくりから、契約、登記の手続きまでを請け負っています。

Q. 調査設計費として多額の費用が計上されているが、内訳はどのようなものか。毎年どのような設計が行われているのか確認する方法はあるか。

A. 工事を進めるためにも、令和6年度建物等補償調査のウエイトが一番大きい。組合事務所であれば資料の確認が可能である。

Q. 254バイパスの延伸に対する工事費等の事業費割合は、今現在でどれくらいになっているのか。

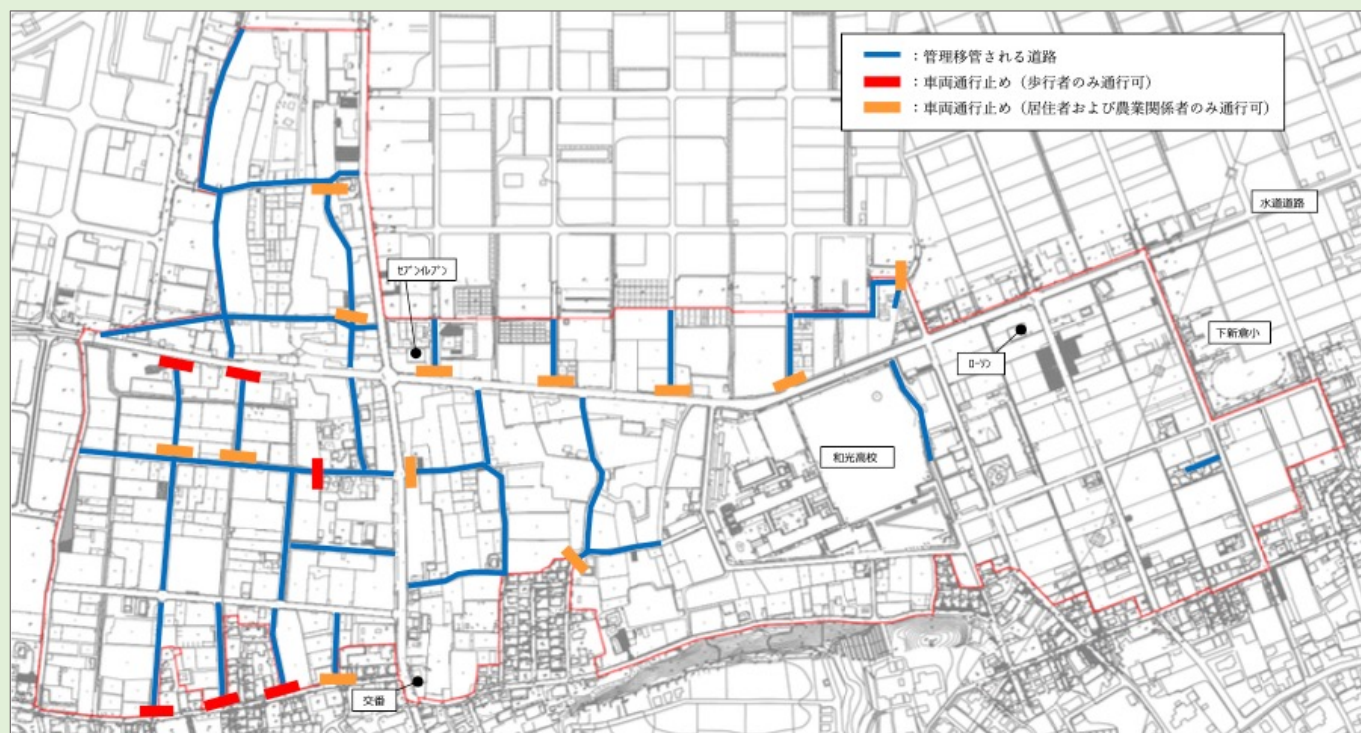
A. 工事費等は計上していません。道路用地にかかる範囲の補償と用地を開けるまでを行い、その費用を公共施設管理者負担金として、県の方から頂いております。県道の設計費用や工事費用については、県が負担します。

(5) 地区内道路の組合管理移管及び車両通行止めについて

本事業の計画に基づき、下記図面の青線部分の道路が組合に管理移管されます。
管理移管される道路の赤色・橙色箇所において、車両通行止め(歩行者の通行可、又は居住者および農業関係者のみ通行可)となりますのでご不便をお掛け致しますが、何卒ご理解ご協力の程、宜しくお願い致します。

管理移管: 令和7年9月1日～

車両通行止め: 令和7年9月1日～



土地に関する名義等に変更があったら(権利変動届・代表者選任届の提出について)

権利の移転による名義変更など、権利者に変更が生じた場合は権利変動届を事務局までご提出ください。

また、所有権又は借地権をそれぞれ共有することになった場合は、共有者のうち代表者を指定し、組合にその旨を届出いただく必要があります。

なお、届出様式については、組合事務所で配付または組合のホームページ(<https://wakokita-east.com>)からもダウンロードいただけます。

内容により、仮換地指定の変更が必要となる場合があります。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

建築行為等には組合への届出が必要です(土地区画整理法第76条の規制区域)

建物の新築、増改築や土地の区画形質の変更等につきましては市の許可が必要です。申請時は組合へ申請書のご提出をお願いします。建物の新築、増改築等をお考えの方は、組合までご連絡・ご相談下さい。

なお、申請様式については組合ホームページよりダウンロードいただけます。

和光北インター東部地区土地区画整理組合 (〒351-0115 和光市新倉3-11-58)

電話番号: 048-483-4781 ファックス: 048-483-4782

メールアドレス: wakokitatoubu@saitama.email.ne.jp

※組合夏期休暇 8月12日から8月15日

担当: 関根、新妻、山本



ホームページ
QRコード



メールアドレス
QRコード